平成２３年（フ）第１４３６号
東京都八王子市元八王子町２丁目1352番地６
債務者　関口久美子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２９９号
北海道帯広市東10条南18丁目７番地16
債務者　佐藤　　操
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１８２０号
横浜市中区寿町３―12―５　寿洛ビル607号室、住民票上の住所横浜市中区三吉町１番地８　長者会館420号室
債務者　加藤　亮馬
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３００３号
神奈川県茅ヶ崎市代官町６番51号　代官ビレッジ103
債務者　野田真理子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０１１号
横浜市旭区笹野台１丁目34番４号　パナハイツヴィタヴィレッジＡ102号
債務者　石塚　　悟
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０１４号
横浜市戸塚区深谷町130番地　ハイツパイン205号
債務者　小山　博子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１９号
沖縄県うるま市字西原784番地10　屋宜宣徳方
債務者　栄野川キヌ子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２６０号
沖縄県宜野湾市野嵩１丁目32番10―303号　新垣ハイツ
債務者　玉木　恵子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２７２６号
神奈川県茅ヶ崎市若松町６番７号
債務者　関口　広美（旧姓土田）
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７４７号
横浜市神奈川区東神奈川２丁目48番地10　コートリー東神奈川503号
債務者　大庭　　弘
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９４７号
神奈川県藤沢市湘南台７丁目５番地の７　コスモＡｏｉ湘南台Ⅱ205
債務者　小澤　　健
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３００９号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸２丁目11番12―2305号
債務者　永久保正信
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５８７号
静岡県浜松市中区寺島町324番地の４　クレフラスト寺島町102、前住所静岡県浜松市中区鴨江３丁目６番10号　希望寮
債務者　池谷　修一
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
岡山市北区大供２丁目９―20―606、住民票上の住所岡山市北区東中央町１番１号
債務者　佐々木幸太朗（旧名純一）
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５８９１号
東京都世田谷区豪徳寺１丁目41―３―215
債務者　木村　律子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部